

答申第325号

平成18年6月19日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年12月8日付けで諮問された特定の撮影に係る海岸保全区域一時  
使用届一部非公開の件（諮問第371号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の映画撮影に関して平成17年9月12日付けで提出された海岸保全区域一時使用届を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事が、平成17年9月15日付けで、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 特定の映画撮影（以下「本件撮影」という。）に関する海岸保全区域一時使用届（以下「本件使用届」という。）のうち、平成17年9月8日付けで提出されたもの（以下「9月8日届」という。）

イ 本件使用届のうち、平成17年9月12日付けで提出されたもの（以下「9月12日届」という。）

なお、本件処分に関して、実施機関は平成17年12月8日付けで変更決定（以下「本件変更決定」という。）を行い、9月8日届は全部公開されたが、不服申立ては維持されている。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 個人情報に関する最近の司法判断は、大阪地裁平成4年（行ウ）第47号事件の平成9年3月25日判決及び東京高裁平成13年（行コ）第67号・同第114号事件の平成13年12月20日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず私人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しない場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、神奈川県情報公開条例（以

下「条例」という。)にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。

イ 本件行政文書は、特定の法人(以下「本件法人」という。)が、法人として提出したものであり、個人として、個人のプライバシーなどのいわゆる個人に関する情報を提出したものではない。

したがって、本件処分で非公開とされた、本件撮影の責任者(以下「本件責任者」という。)の肩書き(以下「本件肩書き」という。)、氏名(以下「本件氏名」という。)及び携帯電話番号(以下「本件番号」という。)は、法人に関する情報であって、個人に関する情報ではない。

ウ 過去の判例から見ても、本件肩書き、本件氏名及び本件番号は、本件法人の事業内容に関する情報であって、他人には知られたくないようなプライバシーに関する情報とは無関係なのだから、非公開にする理由は存在しない。

エ 本件法人は、本件撮影前に、付近に「撮影のお知らせ」として、9月8日届に係る本件氏名と本件番号を明記したチラシを約5千枚配布していることから、本件氏名及び本件番号は、十分公知のものであると考えられる。

オ 神奈川県情報公開審査会の諮問第325号に関する答申では、法人代表者の携帯電話番号について、法人等に関する情報であり、個人に関する情報とは認められないとして、公開するよう答申している。

このことから考えると、本件撮影は、本件責任者が本件法人を代表して責任を負っており、実質上の本件法人の代表者として仕事を行っていたと考えられるので、法人代表者の携帯電話番号を公開すべきとした答申に従い、本件氏名及び本件番号を公開すべきである。

### 3 実施機関(土木事務所)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人が、特定の海岸を本件撮影で一時的に使用する

るに当たり、海岸の秩序ある使用がなされることを目的として、実施機関の行政指導により提出されたものである。

( 2 ) 決定変更について

本件不服申立てを受け、不服申立人が指摘している事実関係を確認したところ、9月8日届に記載されている本件肩書き、本件氏名及び本件番号(以下「9月8日非公開情報」と総称する。)については、本件法人が、周辺住民に配布したチラシに記載されていることが確認された。このため、条例第5条第1号ただし書イ該当により、本件変更決定を行い、9月8日非公開情報を新たに公開した。

( 3 ) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

9月12日届に記載されている本件肩書き、本件氏名及び本件番号(以下「9月12日非公開情報」と総称する。)は、公開することにより、特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

9月12日非公開情報は、9月8日非公開情報とは異なり、チラシ等で公にされている事実はないため、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

また、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体、健康、生活若しくは財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報でもないため、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

( 1 ) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件撮影を行うに当たり、本件法人が海岸を一時的に使用するに際して提出された海岸保全区域一時使用届である。

なお、実施機関は、本件不服申立てを受けて、本件変更決定を行っていることが認められるので、当審査会としては、本件変更決定後もなお非公

開とされた9月12日非公開情報について、以下、検討する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、前記2(2)アで述べているように、非公開とされた情報の内容が私的な領域に含まれず、条例にいう「個人情報」に該当しないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、条例第5条第1号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(ウ) 9月12日非公開情報は、本件法人の特定の従業員の連絡先として記載された本件責任者の肩書き、氏名及び携帯電話番号であると認められることから、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 9月12日非公開情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務

員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年12月9日	諮問書を受理
12月12日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成18年1月20日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
1月24日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5月9日 (第56回部会)	審議
6月6日 (第57回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成18年6月19日現在) (五十音順)